

共通事項 (介護保険サービス) / 自己負担額の計算方法、処遇改善加算の一本化、地域区分の変更

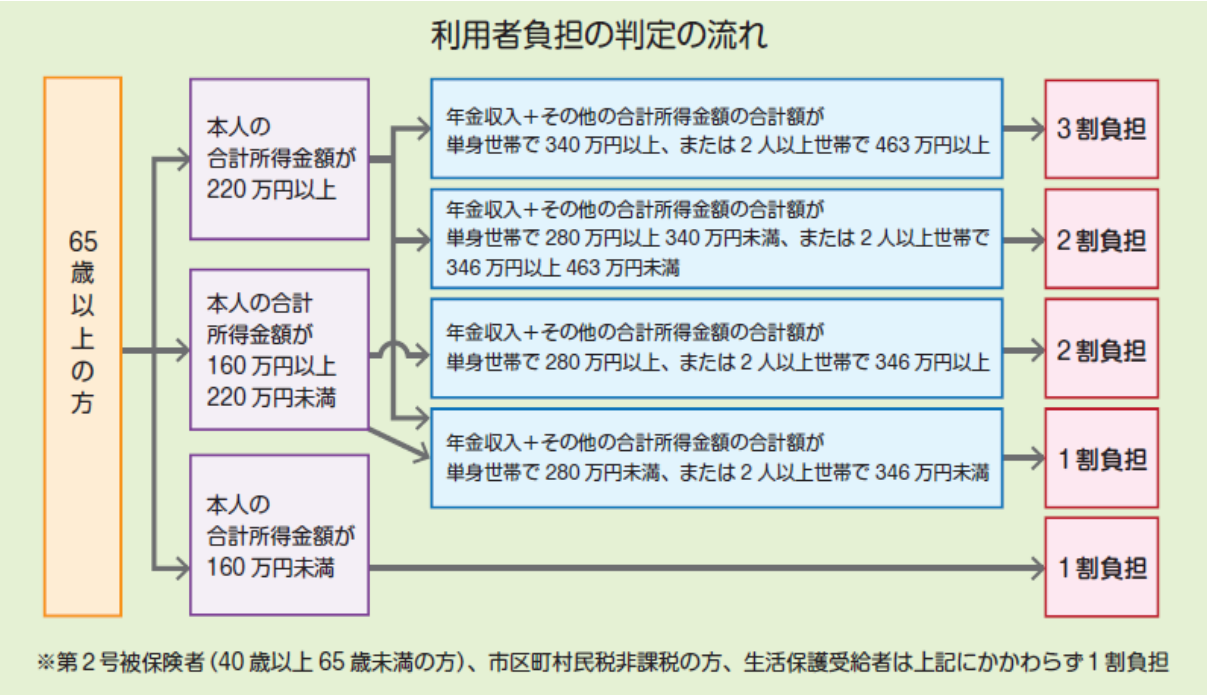
(1) 負担額の計算方法 (介護報酬改定に伴う変更はございません)

①	「1か月に利用したサービスの合計単位数」…ア
②	ア × 「介護給付費1単位に対する地区別単価」 ^{※1} = 「介護報酬(1円未満切捨)」…イ
③	イ × (1 - 「負担割合証に記載された負担割合」 ^{※2}) = 「保険給付(1円未満切捨)」…ウ
④	イ - ウ = 「 自己負担額 」

※1 「介護給付費1単位に対する地区別単価」

介護サービス	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
通所介護 特定施設入居者生活介護(介護付きホーム) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

※2 「負担割合証に記載された負担割合」



出典：厚生労働省パンフレット

(2) 処遇改善加算の一本化

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう加算率の引上げがあります。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、3加算を「現行の処遇改善加算」と言う）について、現行の処遇改善加算各加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。
- なお、令和6年6月1日より改定となります。
- また、現行の処遇改善加算から一本化の加算に移行するための経過措置として、介護職員等処遇改善加算（V）(I)～(IV)を設け、取得状況に基づいて加算率を算定することとなります。

単位数

- 加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる

単位 (%)

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	<u>I</u>	<u>II</u>	<u>III</u>	<u>IV</u>
訪問介護				
夜間対応型訪問介護	<u>24.5</u>	<u>22.4</u>	<u>18.2</u>	<u>14.5</u>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
訪問入浴介護	<u>10.0</u>	<u>9.4</u>	<u>7.9</u>	<u>6.3</u>
通所介護				
地域密着型通所介護	<u>9.2</u>	<u>9.0</u>	<u>8.0</u>	<u>6.4</u>
認知症対応型通所介護	<u>18.1</u>	<u>17.4</u>	<u>15.0</u>	<u>12.2</u>
特定施設入居者生活介護	<u>12.8</u>	<u>12.2</u>	<u>11.0</u>	<u>8.8</u>
認知症対応型共同生活介護	<u>18.6</u>	<u>17.8</u>	<u>15.5</u>	<u>12.5</u>
小規模多機能型居宅介護				
看護小規模多機能型居宅介護	<u>14.9</u>	<u>14.6</u>	<u>13.4</u>	<u>10.6</u>

出典：令和6年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）

(3) 地域区分の変更

群馬県		神奈川県		岐阜県	
榛東村	他→7 級地	厚木市	4→3 級地	美濃加茂市	他→7 級地
吉岡町	他→7 級地	横須賀市	5→4 級地	京都府	
栃木県		三浦市	6→4 級地	長岡京市	6→5 級地
下野市	6→7 級地	葉山町	6→5 級地	城陽市	7→6 級地
東京都		中井町	他→6 級地	大山崎町	7→6 級地
調布市	3→2 級地	南足柄市	他→7 級地	大阪府	
埼玉県		愛知県		四條畷市	3→4 級地
川口市	6→5 級地	刈谷市	4→3 級地	奈良県	
草加市	6→5 級地	豊田市	4→3 級地	大和高田市	6→7 級地
戸田市	6→5 級地	知立市	6→5 級地	広島県	
八潮市	6→5 級地	豊明市	6→5 級地	熊野町	他→7 級地
千葉県		一宮市	7→6 級地	滋賀県	
浦安市	4→3 級地	犬山市	7→6 級地	近江八幡市	他→7 級地
袖ヶ浦市	6→5 級地	江南市	7→6 級地	竜王町	他→7 級地
木更津市	7→6 級地	尾張旭市	7→6 級地		
山梨県		岩倉市	7→6 級地		
南アルプス市	他→7 級地	武豊市	他→7 級地		
南部町	他→7 級地				